

北上市予算規則の一部を改正する規則

北上市予算規則（平成6年北上市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
<p>(予算見積書の提出)</p> <p>第4条 各部長等は、<u>前項の予算編成方針等</u>に基づき、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の見積りに関する書類（以下「予算見積書」という。）を作成し、12月10日までに財務部長に提出しなければならない。ただし、市長が別に指定したときは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(予算成立に伴う通知)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 市長は、<u>法第177条第3項</u>、法第179条第1項及び第180条第1項の規定により予算を定めたときは、直ちに会計管理者及び各部長等に通知するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(合議)</p> <p>第12条 各部長等は、次表に掲げる事項については、同表に定める者に合議しなければならない。</p>				<p>(予算見積書の提出)</p> <p>第4条 各部長等は、<u>前条の規定による通知</u>に基づき、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の見積りに関する書類（以下「予算見積書」という。）を作成し、12月10日までに財務部長に提出しなければならない。ただし、市長が別に指定したときは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(予算成立に伴う通知)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 市長は、<u>法第177条第2項</u>、法第179条第1項及び第180条第1項の規定により予算を定めたときは、直ちに会計管理者及び各部長等に通知するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(合議)</p> <p>第12条 各部長等は、次表に掲げる事項については、同表に定める者に合議しなければならない。</p>					
合議事項		合議区分		合議事項		合議区分			
		財務部長	財政課長	資産経 営課長			財務部長	財政課長	資産経 営課長

1 施 行の 決定 及び 内容 の変 更	(1) 工事又は製 造の請負	1 件 <u>1,000万</u> 円以上	1 件 <u>130万円以</u> 上 <u>1,000万円未</u> 満	[略]	1 施 行の 決定 及び 内容 の変 更	(1) 工事又は製 造の請負	1 件 <u>2,000万</u> 円以上	1 件 <u>200万円以</u> 上 <u>2,000万円未</u> 満	[略]
	(2) 物品の購入 (印刷を含む 。)	1 件 <u>500</u> 万円以上	1 件 <u>80万円以上</u> <u>500万円未満</u>			(2) 物品の購入 (印刷を含む 。)	1 件 <u>1,000万</u> 円以上	1 件 <u>150万円以</u> 上 <u>1,000万円未</u> 満	
	(3) 業務委託	1 件 <u>500</u> 万円以上	1 件 <u>50万円以上</u> <u>500万円未満</u>			(3) 業務委託	1 件 <u>1,000万</u> 円以上	1 件 <u>100万円以</u> 上 <u>1,000万円未</u> 満	
	(4) 物品の借入 れ	1 件 <u>500</u> 万円以上	1 件 <u>40万円以上</u> <u>500万円未満</u>			(4) 物品の借入 れ	1 件 <u>1,000万</u> 円以上	1 件 <u>80万円以上</u> <u>1,000万円未満</u>	
2 支 出負 担行 為	[略]	[略]			2 支 出負 担行 為	[略]	[略]		
	(7) 契約の締結	<u>1 件500</u> 万円以上	<u>1 件50万円以上</u> <u>500万円未満</u>	<u>土地、</u> <u>建物の</u> <u>借入れ</u>		(7) 契約の締結 (<u>土地又は建</u> <u>物の借入れに</u> <u>限る。)</u>			
[略]					[略]				
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。